

物品の売買契約書(案)

物品の売買について、契約担当者滋賀県職業能力開発協会会長 山極 義廣を甲とし、販売者 ○○○○を乙として次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(契約の目的および契約金額)

第1条 乙は、甲に次の契約金額をもって、入札に掲げる物品（以下「物品」という。）を売り渡すものとする。

契約金額 円
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円)

(納入期限、納入場所および契約保証金)

第2条 納入期限、納入場所および契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和6年8月16日
- (2) 納入場所 滋賀県職業能力開発協会
- (3) 契約保証金 免除

(検査および引渡し)

第3条 甲は、乙から物品を納入した旨の通知を受けた日から10日以内に当該物品の検査を行うものとし、当該検査に合格した物品について、その引渡しを受けるものとする。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(契約金額の支払)

第5条 甲は、第3条の検査に合格した物品の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

2 前金払および部分払は、これを行わないものとする。

(危険負担)

第6条 第3条の引渡しの完了前までに甲の責に帰することができない理由により本件物品が毀損または滅失したときの危険は、乙が負担する。

(瑕疵担保責任)

第7条 乙は、第3条の引渡し後、当該引渡しを受けた物品にかくれた瑕疵があったときは、その補修、取替えまたは損害賠償の責めを負うものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合、将来に向けて契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が破産の申立をしたとき。
- (3) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第9条 乙は、この契約の履行に当たり第8条第5号アからウまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(物品納入時等の自動車の使用)

第10条 乙は、物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用および物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(その他の事項)

第12条 この契約条項に定めるもののほか、その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印して、各自1通を保持するものとする。

令和6年7月 日

甲 契約担当者 大津市南郷五丁目2-14
滋賀県職業能力開発協会
会 長 山極 義廣

印

乙 販 売 者

印

別記

品名	規格	数量	単位	単価	金額
物置	別紙仕様書 性能条件のとおり	1	台		円